⑸　日常生活の安全・安心

子ども、女性及び高齢者にとって安全・安心な地域の環境づくりを進める。また、防災意識の向上や自主防災組織・消防団等の活動支援など、地域を支える担い手の育成を図る。

幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校等の教育・保育環境の整備、高齢者が経験をいかして再就職できる環境の整備、農山漁村の耕作放棄地や空き家を有効活用できる仕組みづくり、新規就農者への支援等、全ての人々にとって生活や仕事での希望を実現しやすい地域づくりを進める。

高齢者向けの配食サービスや安否確認など、日々の安心した暮らしに欠かせないサービスを持続するとともに、高齢者の地域社会へのかかわりを強めることにより、高齢者が生きがいをもって喜び楽しむことができる社会環境を形成する。

災害時に住民等が自ら適切な避難行動をとることができるよう、ハザードマップの重要性を啓発し、街の中に浸水深、避難場所等を記載した標識を設置するなどの取組を進める。また、避難行動要支援者（高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な方）に対する迅速・確実な情報伝達や、安否確認、避難誘導の体制を整える。

防災分野における施設・技術を世界に伝え、持続的発展を後押しする。

情報通信ネットワークの強靱化や災害情報を共有するシステムの整備を促進し、ＩＣＴ活用によって情報共有や情報リテラシーの向上を図り、地域を強く結び地域住民の安全性向上に取り組む。

公共交通の安全性の向上、観光地における災害対策を推進するとともに、圏域にいる海外の人々も災害に遭遇した際に安全を確保できる地域環境の整備を進める。

自主防犯意識の向上を図るとともに、我が国が防犯面でも安心して生活できる国であるという世界的な信頼感を高めるべく、生活安全センターとしての交番の機能を支える交番相談員の活用や、防犯活動拠点の確保、ボランティアに対する支援を行うほか、夜間照明や防犯カメラの設置等、防犯に十分配慮した取組を推進し、安心して過ごせるまちづくりに取り組む。また、世界から訪れる方々に安心を実感して頂くための取り組みを進め、安全な近畿圏を世界に発信する。

テロ対策として水際対策を更に強化するとともに、民間施設を中心としたテロ対策強化を推進し、危機管理対応能力の強化を図る。

5　人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域の実現のための施策

⑴　都市環境の改善

環境負荷の少ない生活様式・企業活動へ転換するため、歩道拡幅や自転車道を設置するなど、道路空間の再配分等により人と自転車・車が共存できる環境整備を推進する。

太陽光、風力、バイオマス※34等の再生可能エネルギーの活用を図る。また、水素社会※35の実現を目指して、水素エネルギーの製造、貯蔵・輸送についての技術開発や低コスト化を推進するとともに、ＦＣＶ（燃料電池自動車）の導入や水素ステーションの設置を進める。

環境用水によるせせらぎ等水辺空間の創出、河川における一定流量の確保、公共空間等の緑化、風の道※36を考慮した道路、河川、広場・空地等の整備や建築物の配置、エネルギー効率が高く環境負荷の少ない建築物への誘導等により、都市部のヒートアイランド現象の緩和対策等を推進する。

⑵　農山漁村地域の環境保全

耕作放棄地や手入れ不足の人工林等を始め、農地やため池、森林の適切な整備・保全を図り、農山漁村地域が持つ多面的で公益的な機能を確保する。一方、後継者不足等により担い手が不足している地域においては、集落営農組織の設立などを通じて農地の維持・確保を促進する。

法人雇用による就農機会の拡大や就農希望者への研修及び経営の確立のための支援、農業経営者と企業のコラボレーションによる新商品の開発推進等を行うことにより、多様な農業の担い手の育成・確保を図る。

⑶　健全な流域圏と生態系の保全・再生

希少野生生物の保護増殖、里地里山等の二次的自然環境や市街地等に残された自然環境の保全・再生、侵略的外来種の防除等を実施することにより、生態系の保全に向けた取組を推進し、生物多様性の確保を目指す。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、近畿圏における住民の健康な生活環境の保持や、湖沼がもたらす恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現に向けて、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図る。約1,450万人の水源である「琵琶湖・淀川流域圏」を始めとする近畿圏の流域圏において、下水道の高度処理の推進や適切な森林の整備・保全等による水源涵養機能の維持・向上等を進める。また、生態系や自然の保全・再生のため、生態系ネットワークの形成や自然再生事業等の取組を推進する。

大阪湾を含む瀬戸内海を生物多様性と生物生産性が高く維持された豊かで美しい里海として再生するための取組を推進する。また、誰もが参加しやすい活動を通じて、美しい瀬戸内を守っていくための取組を促進する。

森・川・里・都市・海等のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、住民が誇り得る「大阪湾」を創出する。また、大阪湾の窪地の修復、干潟・藻場・湿地等の生態系の保全・再生に向けた環境整備を実施する。

⑷　自然との共生の推進

自然公園等の整備・管理や多様な主体の協働による森林の整備・保全を推進する。

都市域においても、都市公園の整備、屋上・壁面や公共空間等の緑化、都市内農地やため池の保全を推進する。

歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承するとともに、農山漁村地域における生物多様性の効果的な保全に向けて、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討する。

⑸　循環型社会の構築

循環型社会の形成に向けて、３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））や廃棄物の適正な処理を推進する。

廃棄物の適正処理のために、海面処分場の計画的な整備の促進や、内航海運等を活用するリサイクルポート※37による静脈物流網の構築を促進する。

⑹　環境・エネルギー技術での世界貢献

世界の環境改善や省エネルギー化に貢献するため、インダストリアルツアー※38等により官民が連携し、優れた環境・エネルギー技術や知見を海外に紹介するとともに、現地の人材を受け入れ、現地に技術を普及させる取組を推進する。

アジアを始めとする世界の水・環境問題の解決に貢献するため、水道・下水道事業や廃棄物関連事業等において、事業運営面でノウハウの蓄積を持つ地方公共団体と、優れた要素技術を持つ企業がそれぞれの強みをいかし、インフラ整備や技術指導等において官民連携による海外展開の取組を推進する。

⑺　地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出量削減に寄与する幹線道路ネットワークの整備やＩＴＳの整備、パーク・アンド・ライド※39等のＴＤＭ※40（交通需要マネジメント）、モーダルシフトの促進等、低炭素社会の実現に向けた総合交通対策を推進する。

京阪神都市圏の後背地となる紀伊山地、中国山地、比良山地等における森林の間伐や植林等の適切な森林の整備・保全や成長に優れた品種の開発、都市緑化の推進等の温室効果ガスの吸収源対策を推進する。

行政、企業、ＮＰＯ等が連携して環境教育の実施や地球環境、森林保全を担う人材の育成を図る。

気候変動の影響による被害を最小化し、迅速に回復できる社会を構築することを目的として、国が策定する適応計画に基づき、地方の実情やニーズに基づいた適応のための施策を実施する。